第二項中「附則第十二条の二の三第二項第一号ロ」を「附則第十二条の二の三第二項第一号ハ」に改め、同項第二号中「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に、「平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法附則第十二条の二の三第二項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百二十以上百二十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

20　法附則第十二条の二の三第四項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されていること。

21　法附則第十二条の二の三第四項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

22　法附則第十二条の二の三第四項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第五号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されていること。

23　法附則第十二条の二の三第四項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

24　法附則第十二条の二の三第五項に規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の六の見出し及び同条第一項中「附則第十二条の二の五第四項」を「附則第十二条の二の五第六項」に改め、同条第二項中「附則第十二条の二の五第四項第二号」を「附則第十二条の二の五第六項第二号」に改め、同条第三項中「附則第十二条の二の五第五項」を「附則第十二条の二の五第七項」に改め、同条第四項中「附則第十二条の二の五第五項第二号」を「附則第十二条の二の五第七項第二号」に改め、同条第五項中「附則第十二条の二の五第六項」を「附則第十二条の二の五第八項」に改め、同条第六項中「附則第十二条の二の五第六項第二号」を「附則第十二条の二の五第八項第二号」に改め、同条第七項中「附則第十二条の二の五第七項」を「附則第十二条の二の五第九項」に改め、「当該自動車が」の下に「車両安定性制御装置（同項に規定する車両安定性制御装置をいう。以下この条において同じ。）及び」を、「衝突被害軽減制動制御装置」の下に「（同項に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。第十三項及び第十四項において同じ。）」を加え、同条第八項及び第九項中「附則第十二条の二の五第七項第一号」を「附則第十二条の二の五第九項第一号」に改め、同条第十三項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項中「附則第十二条の二の五第八項」を「附則第十二条の二の五第十二項」に改め、同項第一号中「第三項までの規定の適用を受けようとする場合」を「第五項までの規定の適用を受けようとする場合」に、「第五号」を「第六号」に改め、同号イ中「第三項」を「第五項」に改め、同項第二号中「附則第十二条の二の五第四項から第六項まで」を「附則第十二条の二の五第六項から第八項まで」に改め、同項第三号中「附則第十二条の二の五第七項の規定の適用を受けようとする場合」を「附則第十二条の二の五第九項から第十一項までの規定の適用を受けようとする場合」に、「同項第二号及び第三号」を「同条第九項第二号から第四号まで、第十項及び第十一項第三号から第五号まで」に改め、同号イ中「附則第十二条の二の五第七項」を「附則第十二条の二の五第九項から第十一項まで」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「附則第十二条の二の五第七項第二号及び第三号」を「附則第十二条の二の五第九項第二号」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の二項を加える。

13　法附則第十二条の二の五第十項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を搭載した車両であることが記載されているものとする。

14　法附則第十二条の二の五第十一項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを搭載した車両であることが記載されているものとする。

附則第四条の六第十項中「附則第十二条の二の五第七項第一号」を「附則第十二条の二の五第九項第一号」に、「平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準」を「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準」に改め、「並びに同項第二号及び第三号に規定する平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で総務省令で定めるもの」を削り、「の基準又は細目告示」を「及び」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　法附則第十二条の二の五第九項第一号に規定する車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項第一号の基準（車両安定性制御装置に係るものに限る。）とする。

附則第四条の六を附則第四条の六の二とし、附則第四条の五の次に次の一条を加える。

（法附則第十二条の二の五第一項第五号の平成三十二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法等）

第四条の六　法附則第十二条の二の五第一項第五号に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号。次項において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第二号に掲げる方法（以下この条において「JC〇八モード法」という。）とする。

2　法附則第十二条の二の五第一項第五号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。